

#### 第4回大熊町社会教育複合施設整備検討委員会議事録

日時 令和5年3月2日（木）午前10時～午後0時30分  
場所 大熊町役場大会議室  
出席委員 初澤敏生委員長、石井山竜平委員、武内正則委員、西村彩枝子委員、  
西村慎太郎委員  
アドバイザーとして出席 岡本真氏  
教育総務課 風間補佐、森主幹、苧坪副主任学芸員、菅井学芸員、山口社会教育主事、  
喜浦主任主査、

事務局（風間）：ただいまより、第4回大熊町社会教育複合施設整備検討委員会をはじめます。本日、川延委員が欠席となっております。まず、主幹の森よりご挨拶申し上げます。

事務局（森）：みなさん、おはようございます。朝早くから遠方より大熊町までありがとうございます。今日、教育長職務代理並びに課長が別の会議がございまして、失礼ながら欠席ということになりますので、学芸員の森がご挨拶いたします。

検討委員会4回目ということで、これまでに3回議論を重ねていただきまして、ある程度構想もまとめることができてきました。ただ、我々、細かいところ、ザルを編んでるようなもので、スコーンとぬけてる部分が、大きい穴も開いてる可能性も多々あるんじゃないかと思えます。非常に大事なところ、ここが抜けているんじゃないか、というようなご指摘もあろうかと思えますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただき、そして5月下旬、この基本構想を公表したいと思っておりますので、ぜひそこに向けて、みのりある会議にさせていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（風間）：協議事項に入ります。ここからは初澤委員長に進行をお願いいたします。

初澤委員長：皆さん、おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。ただいま、森主幹のほうからお話がございましたように、いよいよとりまとめの段階にはいってまいりました。本来でありますと、これを年度内に決めるということだそうですが、予定が遅れております。ただ、事務局と打ち合わせをしましたところ、2か月ならば遅れをとりもどせるということで、5月末発表になりました。先生方におかれましては、2か月間延長戦というようなことになろうかと思えますけれども、よろしく願いしたいと思います。

本日は、お手元にあります「大熊町社会教育複合施設基本構想」のたたき台に関して、ご意見を頂戴し、次回の会議でそれを完成品として承認する、というような流れになっております。本日の会議の中で出し切れなかった部分の点検につきましては、メール等でいただくことを想定しておりますけれども、できるだけ今日のうちにもんでおきたいと思えます。先生

方の、活発なご議論を期待しております。よろしくどうかお願いいたします。それでは、事務局より、大熊町社会教育複合施設基本構想案につきご説明をいただきたいと思ひます。

事務局（風間）：基本構想は章ごとに説明させていただきたいと思ひますが、まず71ページ、第8章「スケジュール・推進体制と今後の課題」について、ご説明させていただきます。別刷りでお渡ししました、今後のスケジュールについては、先ほど初澤委員長からご説明いただいた通りでありまして、第5回の検討委員会を4月下旬ごろに開催させていただきまして、検討委員会のほうから基本構想の確定の承認をいただき、町に上程していただく形になっております。その後、定例教育委員会、社会教育委員会、また議会の報告を得まして、総合教育会議で基本構想の確定、5月下旬に公表というスケジュールでおりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

基本構想の71ページに移ります。整備スケジュールについては、表でご覧いただいている通りになります。まず、今年度、令和5年度から令和7年度に向けて、基本計画、基本設計、実施設計を行います。その後、本体工事の着工が令和7年度から、施設完成が令和9年度内を目指しております。推進体制については複数の機能を有する施設になるため、多岐分野にわたる関係者の参画が想定されますので、来年度4月から本施設整備推進支援業務としてプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメントの支援を受けながら、今後5年間業務を推進していく予定にしています。

また、今後の課題につきましては、構想作成時において想定される課題について列挙しております。長期化にわたる整備の進捗とともに、変化追加されることが想定されますので、優先順位をつけながら、漏れを最小限にするよう課題に取り組んでまいります。課題については表にあるとおりになっております。

初澤委員長：最初にスケジュールに関しての確認です。目先のスケジュールといたしましては、追加で配布されました資料でございますけれど、そのほかの中長期的な内容としましては、8章に示されていますように令和7年度まで計画と設計、7年度から9年度に工事、9年度に完成・開館というような予定になっております。今後の課題につきましては順次検討していく、ということです。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。これはスケジュールですので、特にありませんか。

岡本氏：念のために確認なんですけど、令和9年度完成・開館は、どれぐらい必須なのでしょうか。

事務局（風間）：先に整備が進められております産業交流施設、商業施設の完成が、令和6年12月を目途としておりまして、9年度内というのは庁内からも求められているスケジュールです。駅前の一等地が、町民施設がオープンしてから3年間使われないことになりま

すので、スケジュールは極力守るような形で進めていきたいと考えています。

岡本氏：わかりました。ご存じのとおり、昨今、工事費がすさまじいことになっていて、私も仕事をしていて、もはや何が確約できるんでしょう、という状況になっているので、その辺を記述した方がよいのかと思いました。今のお話ですと、先行事例があるので「駅前にすでに先行している事業の進捗による」というみたいなエクスキューズをつけておくのもありかな、と。実際問題、先行の整備が一定程度できてこないと進まない話でもあるので、正直、今、1、2年とか、この社会情勢ではずれうることも見込んでおいたほうがよいですし、同時に、議会等との承認をいただきながらになるかとは思いますが、だからこそ、早く建ったほうが良いともいえる。今後安くなっていく見込みはないので先に延ばしたケースは大体的場合、不幸な結果になっていく。その辺はうまく調整できるようにしておいたほうがよいと思いました。

初澤委員長：正直、どの施設も工事が大幅に遅れております。ただ、補助金等の事情で絶対この年度内完成というものではない？

事務局（風間）：財源は担当課と調整しておりますが、今のところ、絶対ここまで、ということには言われていないので、そこは確認しながら進めていきたいと思えます。

また、今回スケジュールを確定する際にも、議会、庁内、各課においても、工事及び計画について遅延する可能性をもっている施設であることは説明した上で、ひとつの目安として、この年度のことは説明させていただいております。

初澤委員長：では、そのような形で進めていただければと思います。続きまして、第1章から第3章に関しましては、以前の計画等のまとめです。後ほどまとめてご検討いただくということで、第4章から順次ご説明をいただきたいと思えます。

事務局（喜浦）：事前にお送りしたのから少し加筆修正しておりますので、本日配布しました資料を見ていただければと思います。

その前に、「令和5年度基本計画＋基本設計」と書いた紙があると思えます。今、風間からスケジュールをご説明させていただきましたけれども、基本構想では整備目的からスケジュール感まで計8章でまとめています。こちら今回ご意見いただきまして、これを基に次の計画、設計へ進んでいくというプロセスを経たいと思っております。

次年度ですが、基本計画と設計を発注していくと説明いたしました。この基本計画の中にも構想をブラッシュアップする形でいろいろとプラスしていくことを考えております。まず、全体の基本構想のブラッシュアップは必須であると考えており、これまで先生方の意見がありました、社会教育の事業があつてこそそのハコであるということもありますので、本来

でしたらハコがなくてもすでにあるべきものですが、事業についても長期的な視線で計画をたてまして、それに合った形で資料活用をどういうふうにしていくのか、ここの資料といえますのは、図書とか文化財とかに限ったものではなく「大熊町資料」としまして図書、文化財、もしかして人材バンクのようなものもそこに入るかもしれませんし、歴史公文書としての震災関係資料も含まれます。それをどういうふうに皆さんにお届けしていくべきか、活用計画も考えていきたいと思えます。

さらに、多くご指摘いただいている運営面ですが、具体的な体制を町としてどういう風に整えていくのか、人員配置がどのように可能なのかも、先ほど申しました事業や資料の活用を検討しないままハコを作ってしまうと、ちぐはぐなものができるかなと思えます。今回の構想にはご意見をいただきながら盛り込めていないのですが、計画の中でこのようなソフト、運営にかかるところをまず検討しまして、設計者とともに計画に反映して、それが実際の箱の設計にいかされていく流れを考えています。構想で盛り込むことと、次の計画で考えていくべきところをこのように整理しておきますので、その旨了承いただければと考えております。

資料に戻りまして、4章の41ページからご説明させていただきます。検討委員会における議論ということでまとめました。事前にお配りしたものに、初澤委員長からもご助言を事前にいただきまして少し加筆をさせていただきました。その部分を中心にご説明をさせていただきます。

(2) のところから開催概要、日時、場所、出席委員の方、議題については事実関係を記載しております。その先、主な論点を付け加えさせていただきました。第1回では、これまでの経過等のご説明が多かったのですが、どういうご意見をいただけたかをまとめたものです。新しく加えた部分になりますので、読み上げさせていただきます。「主な論点としては、融合についてのご意見を多くいただいております。前年度まで博物館と公文書館をベースとしたアーカイブズ施設を検討しておりましたが、そこから博物館、図書館、公民館、公文書館の複合施設で機能を融合していくことに、方針を展開した目的を委員から問われまして、そこから「大熊町を学ぶ場をつくりたい」という上位概念が導き出された会でありました。それに対して委員からは、「かつての暮らしを知るための博物館、個人学習の基本で読書をささえる図書館、住民自治を実現する公民館、という三つの社会教育として定義されているものが、新しいまちづくりの最中にある大熊町で融合することに可能性を見出す」という意見、避難先に暮らす町民がふるさとに想いを託す際に資料の質によって、博物館、公民館と分けることなく一般化されるメリットがあげられました。

一方、機能の同居ではなく、融合を目指した施設がそもそも少なく、具体的に施設イメージがしにくいというご指摘をいただきました。加えて、縦割り行政の弊害が機能の連携や融合を阻害することが指摘されております。一方で、施設の職員も融合されることによって逆に専門性が低下してしまうのではないかという懸念も示されました。遠方に暮らす町民も大熊を学ぶ機会を得られるよう、デジタル技術を活用する意見も上がったところです。

全体のまとめとしましては、「大熊町を学ぶ場を作りたい」という教育委員会の目的を達成するために社会教育施設として定義される博物館、図書館、公民館に、さらに公文書館を加えた各機能を融合する意義は大きいものの、課題として前例が少ない中での整備計画の具現化、融合させる人員配置等組織体制の構築、デジタル技術の活用が明確となったところでありました。

次に第2回です。日時、場所等、⑤までは事実関係の記載になっており、⑥の主な論点に移らせていただきます。第2回は、施設コンセプトをはじめて提案させていただいたのと、粗々ですけど、諸室案を提案させていただいた会議になりました。第1回の議論を基に、「大熊を学ぶ場」、「大熊の記憶と記録を預ける場」という施設コンセプトを事務局から提案させていただきました。委員の皆様からは、大熊を学ぶ、というのが外部からの目線であるように感じるとの指摘があがりました。コンセプトとともに誰のための施設か、という対象の設定も重要であるとの意見につながりました。大熊を学び記憶と記録を預けたその先に、個人や町としてどのような成長があるのか、もう一段階踏み込んだメッセージを打ち出してもいいのではないかという意見をいただきました。

ほか、施設の複合化による効果と懸念を整理する中で、第1回で課題としてあげられておりました縦割り行政の弊害を少なくする方法として、施設運営は1部門一つの課にまとめるといって提案をいただきました。事務局による諸室案の提示につきましては、コンセプトを支える資料を保全する収蔵庫等を含めたバックヤードの充実、またアンケート等の記載に基づきまして、表現する場の必要性、学び舎ゆめの森などほかの公共施設との連携が求められました。また、郷土行政資料コーナーであるとか、託児であるとか、害虫処理室であるとか、こちらの検討や視点が足りなかったことに対する個別な指摘も頂きました。

続きまして第3回です。今年1月に再記載させて頂いたものになります。⑥の主な論点としましては、施設の規模観、運営管理観について多くの意見が出されたところです。まず、第2回での議論を踏まえてコンセプトを「大熊『を』」から「大熊『で』学ぶ」と、「大熊の記憶と記録をつなぐ」という形に変更し提案いたしました。委員の皆様からは「大熊の記憶と記録をつなぐ」というところに対して、さらに未来をつなぐという意識を強調してもいいのではないかというご意見をいただきました。また、施設の対象やコンセプトを達成するための活動方針を事務局より示しました。約5000㎡とした施設規模に関しては、収蔵庫2000㎡は狭いのではないかというご意見。また、蔵書のうち1万冊を想定しましたビジネス支援図書にかかるオンラインを含めた資料活用の必要性が指摘されました。

住民構成が定まらない中で、目的を特化したホールの整備は見送り、表現の場として多目的のスペースを確保することについてはおおむね委員の皆様から理解を頂きました。一方でその中で学び舎ゆめの森の体育館や図書ひろばとの連携可能性を問われました。こちらホール等の表現の場に関わらず、学び舎、産業交流施設、交流施設 link する大熊、インキュベーション施設など、他の施設との連携が可能もしくは必要な要素について現段階で可能な限り構想に明記するよう求められた所です。

運営につきましては、特に指定管理についてはこの第3回に限らず、慎重な意見が多く挙げられてきたところです。理由としましては、当町は社会教育の再構築の段階にあって、少なくともその基盤が整備されるまでは町が直営で行政が主導すべきだという意見等がありました。一方で全国的な傾向としまして直営で運営した場合の人員配置の厳しさというものが指摘されました。公文書館機能について、あまり議論は進んでいなかったのですが、総務課の方針として東日本大震災に関わる公文書に限り保存年限が過ぎたものを評価選別し本施設に移管するという方針を、事務局より報告したところであります。

施設の理念部分については第3回まで検討が進んで、個別の諸室についてもご意見を頂いていたものの、こちら具体的に融合というのはどうできていくのか、常設展示の説明とか組織体制をどうするかという所までは事務局として掲示できておらず、そこは課題として残ったというふうにまとめさせて頂いております。

それ以降4の2以降は手を加えずに皆さんからの意見をテーマ別にお名前を記載した形で、関連性に沿って提示させて頂いております。この必要性も含めましてご意見頂きますと幸いです。

初澤委員長：皆様からのご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

西村彩委員：今日の第4回の会議はここの所にまたさらに加筆されるのでしょうか？

事務局（喜浦）：入れたいと思っています。

初澤委員長：委員の誰が発言したとか名前まで入って記録に残すというのは珍しいのではないかと思います。ご意見はありませんか。

岡本氏：まず4の1の所で指定管理に対する文章はニュアンスを配慮した方がいい。指定管理者制度そのものがよろしくないと言ってるわけでもなく、指定管理者制度の事業の担い手である事業者さんのことを責めてるわけでもなく、我が国内での噴出している最大の問題は指定管理者制度を導入する事で行政コストを下げられるという非常に誤った法制度の運用をされてる事なんです。導入の当初は明らかにそんな意図なかった。しかし、そういう意図に基づいて運用されているというのは事実だと思います。

この件に関して、非常に慎重な意見があり、安易な導入をすることによってコストが安くなるとしても、そこで安く使われるのは大熊町民なので、何の幸せにもつながらないことが目に見えている。それに対して非常に警戒感があるというニュアンスをしっかりと伝えたい。指定管理者制度を導入するのであれば、適切な待遇、特に人がこの町で生きていくことに対して希望を持てる環境を大事にしましょう、と。

指定管理者制度は、特に図書館に対する適用でいえば20年ぐらい前に千代田図書館が

初めて実施しましたが、千代田図書館は待遇がよかったんです。千代田区の支払額は素晴らしかった。だからこそ民間事業者も頑張れたという所があって決して制度そのものが悪ではなくて、制度は運用がすべてなので、運用するに際して誤った理解をしてしまっただけではないという事は、この中で言いたい所かなと私自身もそう意識して発言しました。まずそれが一点です。

あと4の2について委員の名前が出るのはなかなか私も重いなと思いますし、後で確実に関連事業者さんから怒られそうだなと思いつつも入れる事に私はとても賛成です。私も民間事業者ですので、ここにこう言って名前が出ることは、大変なプレッシャーもあるし大変な緊張もあるし大変な責任もあります。ですが、こうやって残す事こそが国民の税金を使ってる本事業においては絶対に必要だと思います。

同時に、発言した一人一人を町としての意思を持って守って頂きたい。ウェブで公開して構わないと思いますし、私は甘んじてそれを受け入れますが、発言を切り取って批判等が起きた際に必ず町として身を張って、私も含めすべての委員を守って頂くことには本当に意を決していただきたい。その時に「委員さんの発言ですから」とされてしまうと非常にまずいし、そこがやっぱり最近の風潮の中で感じる所です。やはりこう言う形で名前も入れて残すべきだと思いますし、かつこれは委員一人の発言ではなくて、その発言をこの場においてみんなで受け入れて記録として残したものですので、そういった趣旨をこの文書のどこかになぜこう残したのか、どこかに書いて頂きたいなと思いました。

初澤委員長：後半部、非常に重たい内容だと思います。このように名前を付けてプレッシャーがある事はもちろんですが、公開するからこそ皆さん責任をもって議論をしていると言うような事も間違いないと思います。正直、公共機関ではいまだに議事録のない会議が結構あります。このように公開することは構わないんですが、今、ご指摘がありましたような事を行政としてぜひご留意をお願いしたいと思います。あと、前半の方もかなり重たい議題、ご主張なんですけども、岡本先生、具体的な文案などありますか？

岡本氏：制度そのものへの見解と制度の運用に関する見解とはまず違うという事を指摘したい。労働力を安く獲得する手段として指定管理者制度をみなす事には強く反対をするという2文ぐらいでいいかなと思います。

同時に、文に込める意思は明確にした方がいいと思います。これは単純な話ではなく今各地域に点在してお住まいになってる町民に対する強いメッセージを持つので、そこに町民の皆さんが戻ってくる判断は仕事があるかという事とリンクしているので、その仕事が「なんだこれ」ってなった時点で、町の本気が確実に疑われる。私だったら確実に疑うので、町民を安く用立てようとしてるわけじゃないというような趣旨をきちんと入れたいなと。

逆に雇用条件を高く示せるのであれば、指定管理者制度も全然かまわないと思います。本気でそれだけの姿勢を示せばいい。だから制度の運用と制度の是非とは分けて考えまし

ようと。実現するのであればいかなる形であれ直営でもそうですけど、労働者雇用者の待遇を自信を持てるものとしてお示ししましょうといったものを、文章を入れて頂くのであればいいのではないのでしょうか。他の先生のご意見も伺いたい所です。

初澤委員長：現在の文章の方では大熊町の状況がほかの町とかなり違うので、当面の間は町が責任をもってこういった社会教育について運営していきたいという趣旨で、だから管理者制度は取らないんだという文脈なので、岡本先生のご指摘の流れとはずいぶん違った記述ですね。その所については、項目を分けて2つの段落に分けて書いた方がいいでしょうか。他の委員の先生方誰かご意見があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

西村慎委員：今のお話全くその通りなのと、この第3回か第2回、専門性のある人を雇うっていう話が出たと思います。指定管理自体の悪さってより専門性を持っている人がちゃんと配属されるか、司書さんだったら司書、学芸員だったら学芸員っていう事を盛り込んだ方が良く、そこが必要だなと思っています。この指定管理の話ってというのは、もしかしてその部分を合わせちゃったので分かりにくくなってるのかなと思っておりました。指定管理の悪い面というか、そもそも専門家をちゃんと入れるってような所をどこかに付け加えて頂ければなと思って聞いておりました。

続けてもう一点ですが、その下の所の公文書の話、結局この回で、公文書は除いて計画が進む、それは仕方ないと思ったのですが、ただやっぱり気になるのが評価選別をはたして誰が行うのかという点です。要するに、今回専門としてのアーキビストがいるわけではないので、どう評価を行うのか。総務課の方からは震災に関わる公文書に限って移管というような話だったと思うんですが、ただ、文書管理規定上、多分大熊町は永年保存もあるので、そういうものに関してはどうなのか、結局歯抜け状態で入ってくるっていう感じになっちゃうのかなとか、少し危惧します。今回アーキビスト専門、アーカイブズ専門っていうのがないので、ちょっとそこが僕の中では不満というか疑問に思いました。

石井山委員：今の話の追加になるんですけど、指定管理は自治体としては安上がりでありながら、現場の司書や学芸員の比率はむしろ数値的には高まっています。つまり指定管理者の問題は、受注者と発注者の関係で受注する側に雇用される司書や学芸員が増えるのかもしれないけれど極めて安価で、一方で発注する側には司書や学芸員がいないという状況が作られてしまうこと。それが5年10年経った後にどの様な格好になっていくかというのと、行政がその施設についてほとんどよく知らないし、その施設を機能としての専門性についての理解が全くないっていう状況が作られてしまう。それが問題だと思います。

指定管理制度は2003年導入ですから、今年で20周年っていう形になるのでしょうか。でも作られた時の状況とは想定してない運用の仕方が相当広がっていて、まだ検証されてないといけないという段階だと思います。そういう意味でも、やはりもう少し委託につい



では慎重であるというというようなことが、もしかするとここではなくて、第4回の議事録の内容として記載されることになるのかなと思いました。

初澤委員長：他にいかがでしょうか。実は私が聞いた所ですと、指定管理で委託した側の方が司書とか学芸員だと非常に多く雇っていると、人員などはむしろ増えたと、ただ正直、待遇が悪く労働が強化されているとずいぶん聞いています。ですから単に資格を持っていればいいというような事だけでも無いだろうなという気がいたします。どう記述したらいいのかなというのがなかなか難しい所なんですけれども、そうやってきますと指定管理者制度に関しましては、もともとそんな事を考えてたのではないという原則を書き込むぐらいでしょうか。

岡本氏：町の責任というものをどこかに明文化しておく、これはある意味働く人間としては当然の感覚で、もうちょっと詳しい人に指示をちゃんとされたいと、当然思うと思うんです。専門家であればなおさらですので、仮に指定管理者を導入するにしても、町職員に十分にそういう、人の上に立つにふさわしい資格者なり責任者を立てるって事を原則として書いておくのがいいかなと。

私も指定管理者の選定のプロポーザルの審査員とかやることあるんですけど、やっぱり選ぶ側の専門性が大丈夫なのかと思わざるをえないケースがあります。それは働く人たちからすると一番かわいそうです。指定管理する側にその世界における専門家がない、右も左もわからない人に指示されるって正直耐え難いので、やはり町の責任を果たすこと。そういう意味では今回範囲としている公文書も含めて本当に完璧な事までは全部は無理かもしれませんが、一定のルールを作っておくことは必要じゃないかなと思います。それを守っていく、それが守られているのなら指定管理にする、ということは有りうるだろうし、逆に制度を柔軟に使える手立てを増やすためにも、町の役場の中において最低限果たすべき範囲、責任を決めておくのが良いかなと。その際正規の職員であるという事は必須であろうと思います。そこを再任用のような形を中心とした専門職とはいえ5年で解雇される可能性がある人とした場合、基本的に文書管理とかと絶対矛盾するので、やはり原則的には公務員は簡単には解雇されないという絶対的なその制度とセットになって制度設計しないとうまくいかないと思います。そういった点を正規職での直営職員の責任者を置くというような表現を取るのはいかがでしょう。

初澤委員長：もちろん責任という点から言いますと、今の文章を強化するような所で対応できるかなという様な気はします。町の責任と言う様な物を、上の段落で明記した上で制度的な話を下の所に一段落付け加えて頂くという事ではいかがでしょう。

西村彩委員：岡本さんの発言に賛成します。今の段階での表現は基本構想に書かれているの

で私は良いかと思うんです。今、現在は直営でいくと、何年後か10年後か20年後か分かりませんが、その時に町の状況がどうなっているか、労働環境がどうなっているか、もろもろの事をその時点でまた考えるということが必要で、それを町の責任というのか、書きぶりはあるかとも思いますが、とりあえず現時点での構想の書きぶりは、私はこのままで良いかなと思っています。

初澤委員長：この部分に議論が集中してしまっていますが、他の部分も含めていかがでしょう。では、お気づきの所があればまたのちほどご意見ください。続きまして第5章の方に進ませて頂きたいと思います。

事務局（喜浦）続きまして第5章について確認させていただきます。主に5章以降はこれまでの検討委員会でおはかりしてきたものをまとめながら加筆したような形になりますので、これまでの委員会でご説明した所は少し省きながら進めさせていただきたいと思います。50ページをご覧ください。

社会教育の目指す姿を今回の構想全体を貫く上位概念として提示しました。町の教育大綱では「温故創新」を理念に掲げています。学校教育も含めた大綱で、社会教育に関する内容としては「地域、家庭の教育力の向上」「スポーツ推進による健康寿命の延伸」「歴史伝統文化の保護と継承」を位置付けています。このうち「地域・家庭の教育力の向上」を支える考え方として、自他の幸福のため、主体的に学ぶ町民を育み、地域や自らの課題を解決する力の基盤となる主権者教育の充実を図る」としています。

このことから私たちの施設でも、基本的に学びは自分や回りの人の幸せを担保する、もたらしするためにあるという考え方に立ち、そのためには誰かに学ばされるのではなく、他者に誘導されるのでもなく、学びが当人の主体性に基づいていることが重要だと考えています。

主体的に生きる人たちを町に増やしていくことを、社会教育では考えていきたい。その上で、複合施設のコンセプトですが、前提として、皆さんそれぞれの幸せを実現するために主体的な学びを支える場でありたい、他者との交流やそこから活動が生まれる場にしたい。また施設の対象者は、この前提の第二段落目に記させていただきました。大熊に関心があるすべての人。今、大熊は避難後、分断が起きやすい状況であるからこそ、複合施設は居住地や住民票の有無に限らず、大熊という共通の関心ごとを持つすべての方を対象とし、その学びを支えることを目標としました。

そしてコンセプトですが、「大熊で学ぶ」「大熊の記憶をつなぐ」と記載しました。「大熊で学ぶ」というところは、これまでの議論いただきましたが、大熊という共通の関心ごとを持つ利用者の方々が大熊を知り、共有し、それぞれの暮らしやまちづくりに生かすことができる場として、複合施設は町に関わる資料や情報、人材を積極的に集積します。一度は途絶えた町内での生活や生業、その他の活動の再開という世界的にもまれな町づくりに取り組む方々が必要とする情報を提供し、大熊という土地に根差した学びを大熊に関心を持つ人

たちとともに構築する。これまでの過去の記憶とか町に関する資料や情報、人を集めていくことはもちろん、今またこれからの大熊に必要な情報もここに集まってくる場となることを記載しました。

「大熊の記憶をつなぐ」というところ、これまで「大熊の記憶と記録をつなぐ」としていたものから、大熊の「記録」を抜きました。課内で検討した結果ですが、第3回の検討委で、大熊の記憶と記録をつなぐというところに「未来へ」の視点を入れてもいいというご意見をいただきました。それを検討しまして、ちょっと長いと伝わりにくいかなというのもあったので、52ページに書き込みましたが記録も記憶をつくる一部と考えました。データも証言も写真などの思い出も、記憶を作るものであると整理し、記憶という言葉に集約させました。

もう一つ、現在から未来へもちろん町の記憶はパスされていきますが、過去から現在、今のまちづくりに大熊の情報が必要な部分はすごく多い。過去から現在へつなぐ。そして現在から未来へつなぐということで、未来へというのはもちろんありますが、ここで「未来に」とつなぐ先を限定してしまうことで抜け落ちる視点が出てくるのではないかと考えました。

東日本大震災以降、町の住民構成も景観も著しく変化していく中で、町民が脈々と引き継いできた風習や文化、生活の記録はもはや努力しなくては残せません。ふるさと大熊に対する町民の思い出や記録を預かり、現在避難指示が解除された地域に暮らす人たちにつなぐこと、また、変化のただなかにある現在もいずれも町の歴史となることから、大熊の現状を記録として集め、過去の記憶とともに、未来の町民につなげていく必要があります。

大熊の記憶というところで思い出や記録も材料として、記録という言葉は説明の中で多めに使って、また過去から現在が一つのパスのあり方、現在から未来がもうひとつのパスのあり方として記載したつもりです。前回から変更ありましたので、もしご意見ありましたら頂戴したいです。

5-3、活動方針と事業案ですが、こちらは前回委員会で説明させていただいたものです。53ページ、わたし「たち」を入れました。

次に54ページの5の4、コンセプト実現に向けた主な施設機能ですが、一つはできるだけ機能の「同居」ではなく「融合」により学びの深化を図りたいと書いています。専門職員が大事だという話ありますが、二つのコンセプトの実現に欠かせないものとして、大熊町や地域に関わる多様な資料があること、それらを社会に発信し、利用者と結びつける専門職員がいること、その上で、専門家に限らず大熊に関心がある多様な人がここに集まってくれること、この3つが欠かせない要素と考えます。このため、複合施設では社会教育施設に位置づけられる3つの施設を一つの館として整備します。

社会教育施設は単体でもその専門性を生かして二つのコンセプトに貢献できると思います。ただ、専門性により扱う資料や事業が固定化される懸念があり、実際に震災前の大熊町はその連携が取れていなかったという反省もあります。このため、複合施設は各機能の同居ではなく融合を目指します。それにより本から文化財まで資料に多様性と厚みが増すほか、これらを資料と総称して、講座など人が関わるイベント等の展開にも多様性が生まれてい

くと考えます。この二つをコンセプトとして、大熊町に関わる方がその関心にかかわらずワンストップで目的を達成できることは、コンセプトの実現のみならず利用者の利便性を高める上でも効果的だと考えています。

次に、必要となる機能の主な方針ですが、今まで概念的な話が多くて、次の章でいきなり5000㎡という風に具体的になるので、最低限このようなものを入れていくという整理をしました。①は事前にお渡しした資料に付け加えました。「リアルとデジタルを融合した社会教育環境の構築」ということで、今回第4章の加筆をするにあたり第1回から検討委の議事録を読み直しても、1回から毎回デジタルについて検討するようというご意見をいただいています。検討が正直追い付いていないのですが、日本という社会的なICTの情勢のみならず、当町は遠方に町民がいるという特殊な環境なので、デジタルとリアル、ただデジタルだけに頼るのではなく、リアルを遠隔地に持っていくことも含め、その融合の検討が必要ということで今後検討が必要なものとして記載しました。

②はまだうまくイメージを提示できていませんが、「館全体で常設展示を表現」したい。意図としては大熊町の歴史や歩みを、知る人ぞ知る知識にせず、大熊町民にとってより一般的なものにしたいというのがあります。

③は「読書の町 おおくまの継承」とあり、もともと町民に親しまれ、今も残してほしいという声がある図書館ですので、その取り組みを継承していくということ、震災前とあまりひげをとらない蔵書数を今後も持ちたい。あと一部の家具や書架も継承していきます。また②に関わりますが、常設展示と組み合わせることによる図書資料によらない学びの多様化と深化、また公民館と一緒にすることによる各種学級や講座への資料の提供や共有など、継承のみならず発展した形で図書館を引き継げるのではないかと考えています。また、こちらの方に学び舎ゆめの森の学校図書室との連携についても少し触れています。

④「多目的スペースでの交流と表現活動」。前回委員会でホールは見送りたいというご提案をしました。今のところ、どういう人たちのどのようなニーズが出てくるか読めない中で、目的を特化したような専門的なホールはつくらないということでおおむね了解いただいたと思っていますが、表現の場として、部屋がいくつかあればいいということではないと思いますので、多目的に使えるスペースは整備していきたいということを記載しています。それと別に利用者の目的に応じて個別に使える諸室も必要と考えています。

⑤「和室として一般利用が可能な古民家『吉田家住宅』」。もともと伝承館にありました、古民家を解体して仮保管しています。一応すべての部材を取っておいて、もう一度組み立てられるようにしていますが、大きなものなのでどのような形で利用するのがいいのかというのは今後の検討にはなります。常設展示として民俗伝承館では使ってきましたが、伝承館でも和室、畳の部屋で紙芝居を披露したり、「稲穂付け」をしたりなど、実際に交流の場としても使われていました。そういう活動をもうちょっと広く、和室として使っていただけるようなしつらえにできないか検討しているところです。

⑥「大熊町資料を守る収蔵スペース」。大熊町資料、私たちが扱う資料として、図書、文

化材、歴史的公文書等、また町に関わる人たちの生き方を支える資料、これらを大熊町資料として考えたいと思っています。文化財資料、図書資料、公文書という風に具体的には扱いは今後分けて考えることも正直出てくると思いますが、大熊町資料と総称します。これら資料を守る収蔵施設というのは、文化財だけのスペースではなく、図書機能の資料含め大熊町から移管されてくる予定の震災関連の公文書を収蔵する場を構築する必要があります。一応、収蔵スペースは削られる対象になりやすいということで1000㎡を確保すると、ここについては数字を入れました。文化財資料例として多様な資料を所有しているのでこれらを示しました。以上5章です。

初澤委員長：かなり核心的な部分です。ご意見いただきたいと思います。

石井山委員：コンセプトのところ、説明を聞いてなるほど、そうとう考え抜かれて現在の姿になったのだなと思ったんですが、初見で、「大熊で学ぶ」「大熊の記憶をつなぐ」と見たときに、やっぱりちょっとわかりにくいと思う。わかりにくい理由はいくつかあって、例えばこの二つがどういうつながりなのかってというのがなかなか見えないということとか、一つ目の大熊で学ぶという、大熊「で」学んだといたら資格取得でもカルチャーでもいいのかということになる。つまり何を学ぶかっていうことが見えないんです。

でも、その次の大熊の記憶っていうのはまさに学ぶ対象とみえる。だからこの2つはつなげた方がいいのではないかとも思います。だからそういう価値で見ていくと、例えば、「大熊で学びあい」、次に後ろについては「大熊の記憶をこれからにつなぐ」。未来ということになれば今が入らないということならば、これからということならば両方が含まれるかなと。個人的なことを言えば、本当はこの先をとらえて、学びによってこの地域をみんなで作るってところ。戦後公民館がまさにこういう目標でした。何のために学ぶかっていうと、この地域をつくるため。短くすることでのわかりやすさはあるんですが、文章をつなげることでメッセージを強く打ち出していけることもあるのかなと思います。

初澤委員長：コンセプトは難しいところで、現在検討中の町の第3次復興計画でもコンセプトが問題になって、最後はコピーライターに投げようと。といいますのも、端的に示さなければならぬ、しかし端的に示すと落ちるところが出てくる。あと「語呂がよくないとだめですよ」とか。なかなか難しいところだと思います。

例えば、今お話を伺っていて「大熊の記憶を学び、つなぐ」ではどうか。長くはなりますが、一文で終わる。ただ、私もこだわったものではありません。コンセプトはおそらく表紙にも載ると思いますので、非常に目立ちます。非常に重要です。ご意見いただければと思います。……なかなかすぐには出ないでしょうか。後日、メールで事務局にお送りいただいてもいいので、ぜひお考えいただきたいと思います。

西村彩委員：「大熊の記憶を学ぶ…」としてしまうと、すごく範囲が狭くなってしまふ、だから私は「大熊で学ぶ」、いろんなことを学ぶというニュアンスは残した方がいいのかなと思います。

初澤委員長：ほかのところでも、いかがでしょう。

私が気になったところがありまして、5の3の(1)の3行目ですが、調査研究という表現があります。これは当然のことながら、収集、保存活用するためには調査研究が不可欠ですが、あとの活動、施設、人員のところをみると、研究に関する部門がすぼっと抜けていないか。もちろん「私は研究員だから研究だけやっています」と言われると困るわけですが、例えばあとの60ページの図でも研究室にあたるようなものが見当たらない。人員でもそういう人を確保することが必要なのか、活動方針の中でも調査研究など必要ないのか、ちょうど(1)の中に文言があるのにそのあたりの記載がないのでちょっと気になってしまいました。今後の検討でもいいのですが、ほかはないでしょうか。

西村彩委員：55ページ、図書館の蔵書構成案、15万点ということで出ていますが、最終的に15万点ということで多分オープン時は7万とか8万、2年目が9万とか何年間かかけて15万点になっていくんだろうと思います。そのことをちょっとどういう風を書くかは思いつかないですが、どこかに入れておいた方がいい。あと具体的な中身のところですが、逐次刊行物だけが「冊」になっています。どちらかという、上の「点」が冊で、逐次刊行物が「点」とすることもあるので、ここだけなんで「冊」になっているのか疑問に思いました。それからビジネス支援資料1万点と書かれているんですが、今の時点で1万と書いてしまわない方がいいのではないかと、一般資料のカッコ書きくらいにしておいた方がいいのかなと思いました。1万点ってかなりの数なので、過去の会議でも議論があったように、当初からビジネス支援資料をこんなにそろえておくことがこれからの町の状況に合うのかと思います。ここに1万点と出てしまうのは、時期が早すぎるかなという感想を持ちました。

事務局（風間）：逐次刊行物の「冊」はミスです。「点」といたします。また、収蔵のキャパシティが15万冊ということで当初はおっしゃったとおり、今あるものに新しく買い足したものを加えておそらく7万点くらいが目安になるかなと考えております。ビジネス支援資料は、現在、町のインキュベーション施設でも新しい起業家の方がいらっしゃるので、確かに1万冊という資料の規模はかなり大きいので、その方々にヒアリングをしながらどのような資料が有効なのかということも含めて早急に数字をどのような形でまとめるか検討したいと思います。

初澤委員長：表5—1って必要でしょうか。むしろない方が無難かなという気もしないでもないのですが。トータルで15万冊ということは示すとしても。

西村彩委員：そうですね。このほかにももう少し具体的な計画の中で蔵書計画、何年にどの部門をどのくらい増やすのかといった具体的な蔵書計画は別途作ると思うので、そちらに譲ってもいいかなと、委員長に言われて思いました。

岡本氏：一方で、この資料お読みになられた町民や町外の方々に対しては、多少示した方がいいと思います。ざくっと15万点とってあまりにも一般書ばかりが想定されるのもどうかだと思います。点数は消した上で、こういった資料を想定しています、全体として最大収蔵が15万点です、これらについてどういうペースでどんなジャンルの本を収蔵していくかは決めてまいります、というくらいでいいのかなと思います。正直、おそらく西村彩委員も含めて、この数字に誰もあまり実感がなくて、なんとなくかなという感じで、今、決めてしまうのは将来の方々の手を我々が縛るようなものかと感じました。

もう一点、その前のページの「リアルとデジタルを融合した社会教育環境の構築」は、非常に良いと思います。いまだかつて我が国で作られたこの種の文書で、ここまで踏み込んだものはないと思う。特に社会教育環境と言っているところ、センスがいい、よく考えられているという気がします。単に「資料」ではなく、提供するの「環境」だと思います。デジタルでもアナログでも一体的に議論されているのは、読む人が読んだら「めちゃくちゃ大熊町の考えていることはぶっ飛んでいてすごい」って思われると思いますし、開校する学校の子どもたちのことを考えると、こういう環境を我々が作り出していく工夫をしなければならないと、これは正しい意味での制約で重いプレッシャーなんだけど、これをつくっていくことが今回の複合施設が融合的なものになるその足がかりだと思いました。

初澤委員長：後半部については今回、融合施設です。公民館と図書館と博物館が同じ場所にあるだけではないので、どうこれを進めていくのか、デジタルが重要になってくるかと思えます。頑張って進めていただきたいと思えます。あと、前のところですが、場所は変わりますが、学校図書室が収蔵5万冊という記述がありました。多分こちらも最大収容数。こちらと同じように注記を入れておいていただければと思います。

西村慎委員：リアルとデジタルのところ、まさにこれでいいんですが、公文書はそんなに扱うわけではないので、公文書のデジタル化は切ってしまった方がいいのかなと。震災に関する事業をこの博物館のところのデジタルアーカイブのところに加える形で、公文書を切っちゃった方がいいのかとも思いました。この前の機能のところ、あくまでも博物館、図書館、公民館となっているので、公文書がここにきてしまうと話が浮くのでなくてもいいかなと感じます。

2点目は細かいのですが、52ページの上ですが、町民が脈々と引き継いできた町の伝統、風習、文化…歴史学をやっている立場では実は伝統という言葉はあんまり使わないんで

す。ある段階で区切られて、それがゆがめられていろいろなちやつてる部分なので、町民が脈々と引き継いできた、とあるので「町の」っていうのもなくていいし、伝統はなしで、風習、文化にしてもいいかなと思いました。

初澤委員長：細かくてすみません。51ページの(3)下から2行目ですが、互いの「特異」は誤記では？あと、54ページのコンセプト実現に向けた主な施設機能ですが、さきほど説明があった博物館、図書館、公民館「等」を入れておいた方が、たとえばアーカイブズや文書館が将来的に入る余地があるとしたら無難かな、と思います。

石井山委員：ざっくりとした話になりますが、学習を支援する施設とはいかなる構えでないといけないかという点です。そもそも成人が学習する時間はそんなにたくさんない。日常生活や勤務、家庭生活に相当しぼられているので、学齢期の人たちはそれが保証されていますが、一般の方々が学習に自分の時間を切り出すのは本当に大変である、そうしたところを超えて学習しようと思っている人たちは意欲満々ですごく強気かということ、逆にそうではないわけです。むしろ学習しようと思っていらっしゃる方々っていうのは自分に足りないものがあるから、それをなんとかして得ようとしているわけで、自分はこれができていないという、自分の弱点に向かわないといけないし、場合によってはそれをさらさないといけない。つまりものすごくデリケートな心を持ってくるのが学習支援施設の基本的な構え、状況です。そういう人たちに対して支援者はどういう姿勢で向かいわないといけないかということ、一番重要なのは敬意だと思います。様々な問題を超えて成長したいという思いを持つにいたって、自分には足りないんだという方が助けを求める方に対して、むしろそういう気持ちになられたっていうことに対するポライトネスが一番大事な学習支援の姿勢だとも思います。

だからこそ一人ひとりが学習に向かうにあたり、多様な障壁を持っているのであればそれをできるだけ取っていくのが学習施設の基本的な考え方であるんです。例えば託児が必要であったり、開館時間に工夫が必要であったりとか、その中におそらくリアルとデジタルを使うっていうことが大事になる。つまり、リアルデジタルっていう形が出てくることより、まずは学習にあたっての障壁をできるだけ取り下げて人が発達したいという意思を持ったときにそれに対する敬意を持っているのがこの施設であるというような、入口部分の描き方がもしかしたら重要なかなと思います。

もう一つが、逆に対局の出口ですが、先ほどのまちをつくるっていうことにも関わって少しつぶやきましたが、やっぱりできれば学びの成果が大熊町のポリシーメイキングにつながっていくっていうところがもう少し描かれていいのかなという風に思ったんです。議員さんが積極的にこういう施設を活用して学んでいただくとか、そういう立場でなくてもなんらかの形で町をよくするときに、学習しようといったときに、ここの施設が使われるというような。



僕は震災前に飯舘村によく通っていた時期があって、今も多少お世話になっていますが、あそこは震災前は地域の方々が本当に総合計画を隅々まで読んでいらっしゃる。そして村がこういう計画を持つのなら自分たちはこう計画しようということでやっていた。そういったこれからのを考えていこうとしたときに、基礎的に学んでいかなければならないことを、ここはきちんと提供していくという、将来的になるかもしれないが、一人ひとりが町をまじめに作っていくとか、政策を少しでも修正したり発展したりしていくということ、もしかすると（２）の最後あたりに少しくわえていただけるといいのかなと思います。

初澤委員長：ありがとうございます。５章に関しまして大体出尽くしましたでしょうか。また後程時間はありますので、続きまして６章に続きます。

事務局（喜浦）：５９ページからになります。これまで５０００㎡を一つの規模の目安としていました。そちらはこのまま踏襲して書いています。諸室機能の想定についても、前回ご提示してご意見いたものを踏襲しています。蔵書数の目安として約１５万冊、最大の収蔵というところで考えていくということ、収蔵庫面積は１０００㎡では狭いのではないかというご意見もいただいていたので今後、検討する余地もあるかと思いますが、ひとまず前回お示ししたものと同様です。管理者スペースの割合が普通の公共施設では広いかもしれませんが、収蔵がありますので、４割程度とすると明記しました。

６１ページからの表が、新しく付け加えたものになります。これまで委員会で「どういう事業をするために使っていく部屋なのかがわからないと可否の判断しづらい」というご意見をいただきましたので、現段階で考えられる使い方として事業や機能を付け加えました。こちら今後の計画や設計などで町民の意見を加えたりしていく中で、増えたり収斂されたりすることもあるかと思えます。特に活動室については、ちょっときれいに使えるところと汚してもいいところ、吉田家住宅和室というところで、座学をベースにたくさん作るのではなく目的別に複数整えればと思っています。この表自体が細かすぎて、設計者の裁量を狭めるというご意見もあるかと思えますし、適切かどうかはご意見いただければ幸いです。

６３ページ以降は、施設の中身というより周りの施設、町の計画との整合性を取っていくことを記載しています。発注していく設計者と施工者へのメッセージ、私たちが留意していくべきことを書いています。

（１）「大野駅西地区全体における動線」をきちんと考えること、配置的に「大熊町の玄関口」なりうること。（２）「敷地内配置計画と駐車場からの動線」も、他課と調整しながら進めていきます。（３）「施設内の動線」。特に融合のため、機能ごとの分断が生じない配慮が必要ということを書きました。おなじく（４）「常設展示の配置」は、展示の組み入れが普通の博物館とは違うのでそこに工夫が必要というところ です。

６―３も今後の計画に対する留意点を記載しています。（１）は基本的なところですが、社会教育施設なので多様な視点を生かしながら計画段階の開館前から開館後に至るまで利

用者が主体的に関わりながら、人と施設が共に成長できる施設を目指すこと。(2)は「複合施設であることを活かした機能構成とデザイン」をきちんと検討すること。(3)「大熊町の資産として持続可能な施設計画」。造ったはいいけれど、人口が当町に限らず全国的に減少するところで持続可能性はシビアに見ていくべきということ。(4)「すべての来訪者に配慮された計画とユニバーサルデザイン」、先ほど石井山委員からありましたが誰にでも使いやすい施設となること。(5)「環境への配慮とゼロカーボン」。ゼロカーボン課と連携して進め方は検討します。(6)「防災」は、大野駅西地区としては、産業交流施設に避難所が設置されることが想定されています。調理室など例えば炊き出しが必要な際にどうするのか、どっちが何を持つかは他課と連携しながら計画に落とし込んでいきたいと思います。(7)「最新の動向の確認と持続可能性の検証」、(8)「大野駅周辺施設との連携」は、委員会でも指摘されてきたところです。

(9)「既存施設等からの資産継承」。アーカイブズ的な継承もありますが、既存施設、町内各所で救出された物品の活用は可能なものは積極的に活用したいと思っています。大熊町の記録と記憶をつなぎ、大熊を学ぶための一助として次世代に引き継いでいくところです。文化財資料はここに記載した以外にもいろいろとありますが、施設の設計にあたって考慮いただかないと困るものを並べました。旧図書館の書架とか椅子、家具類は非常にいいものだそうで救出しています。ただそれをそのまま新しい施設に配置するのも設計者にとってはかなりの制約になるとも伺っています。全部使えるかはわかりませんが、町民にとってもなじみがあり質もよいものなので、利用できる限りしていきたい。図書は旧図書館にあったもの、また役場にあったような昔の行政文書も救出して、地域資料はむしろ充実するのではないかと思います。吉田家住宅は明治期建造された母屋と納屋の一部があります。これに伴って模型も吉田家住宅のもの、保存しています。文化センターのグランドピアノ、また緞帳はまだ活用方法が検討できていない部分がありますが、文化センターの解体前に取り出すつもりで予算を組んでいます。緞帳はいずれもかなり重く大きなもので活用は難しいですが、検討を進めていきたいと思います。その他文化財資料を列記しています。

初澤委員長：6章に関しましてご質問ご意見いただければと思います。先ほどご指摘ありました61、62ページの諸室リスト、ここまで書いて大丈夫かというところ、前の委員会では岡本先生でしたか、ご意見をいただきました。

岡本氏：私はこれで十分だともいます。やりすぎでもなく、過不足ない状態かなと。全然ないのも困るので、これならば設計者の方からのよりよい提案余地があります。現実問題を考えますと、この先、物価高騰によって多分、床面積を削らざるを得ないことをある程度想定する必要があります。その時にほぼ唯一の解決策はAとBという部屋を一体化させて時間帯等によって重ねづかいをする、という解決策以外にほぼないと思います。使い勝手等含め、設計者にこれを効果的に使うために専門家として町のよい方向に引っ張って行ってねとい

う形を求めるのがいいかなと。これくらいだと発想はいろいろ出てくると思います。同時に会議室「30人程度」とかはやはり示していただきたいところで、なければ質問される。逆にここに定めてないことについてはこの先、質疑等が出て「決めてないのであなたが考えてください」と、「やり方を提案してください、全ての思いは構想に詰めているのであとはよろしく」でいいと思います。

それ以外では、ほかの項目の書きぶりを考えても、非常に妥当ではないかなと思いました。特に移管部分については、逆にこれ以上のことはしないという宣言になるかと思いますが、それは仕方ないとも思いますし、これだけやっていけば非常に、町としてやれることは尽くしたかと思えます。ここらへんで線引きをするのは必要かと思えます。

一点、書きぶりはいいですが、これから進める上で、需要になるのはゼロ化の表現。最近関わる仕事で「ZEBを満たす」という話は多いですが、非常に難しいのが、事業者さんが経験値を積んでくるので、「私が考えている設計はZEB基準を満たしている」ということは可能。ただそれによって実際に建つものがどうかはこれから検証される段階なんです。この表現の仕方がこの構想段階ではこれくらいかなとも思いますが、今後、実態を伴う文言にする必要があるかなと思います。いい手段は分からないんですが、最近そういう提案をまとめて見る機会がありましたが、一言でいうと口で言うにはいいけども…と。それは事実理論的に正しいのでケチのつけようはないが、本当にできるのかというあたりが難しさかと思えます。

一つ、これはこういうゼロカーボンの環境対策で日本で詳しい方に伺った感じでいうと、ZEBを満たすことがゴールになるのは極めて危険で、プロなら数字を合わせてしまえる。それ以前に、それ以外のところでもっとエネルギー配慮はできるはずで、そのような提案をいかにうまく出せるかが肝であると。建物そのもののエネルギー効率が測定できる数字以外にも、日常の中においてもっと提案できることはあるわけで、基準値を満たすこと＝環境配慮ではない。うまくそこをこの中で入れなくてもいいかもしれませんが、表現した方がいいかと思いました。この町には担当課もあるだけに、絵にかいた餅じゃないか大熊、とは思われたくはない。担当課の職員の人はそういうフラストレーションは抱えていると思うので、よくお話を伺ってもらえればと思います。

事務局（喜浦）：ゼロカーボン推進課の担当とも話していて、目指すところはZEBですが、おそらくできないだろうという現実的なところは見えます。NearlyZEBもしくはZEHなどできるだけ優しいものにしていくところです。また、うちの場合は収蔵機能あり、電気を食うので、ここでZEBをやろうとしても大変だと思っています。町の方針の中で無理を通すのではなくて、ただもちろん、どの公共施設もゼロカーボンを目指すという姿勢は見せていく必要があると思いますので、書きぶりも含めて他課と検討をしていきます。

岡本氏：辻褄合わせにしない、本当の環境配慮が考えられる、その価値観を提示することも

また大熊だからできることだと思うので、そこがうまくあるといいと思います。この項目ってどの計画にもはやよくあって、だんだん証文みたいになってきているので、そこはこの町では良識を示してほしいと思います。

西村彩委員：61ページ、閉架書庫110㎡程度5万冊図書保管とありますが、110㎡では5万冊は多分入らない。3万5000冊位がギリギリかと思います。ここに具体的なことは書かなくていいんじゃないかと思います。機能のところは5万冊保管として事業は空欄でもいいのではないのでしょうか。そうすると設計する人が5万冊の閉架があるんだな、どのくらいの平米数とるべきかを検討すると思うので、ここは書き方を変えた方がいいかと思いました。集密書庫を入れるのなら入ると思いますが、ただ110㎡で集密書庫を入れるのが合理的かは不安感あります。

事務局（風間）：ご指摘ありがとうございます。検討いたします。

事務局（森）：欠席の川延委員が主に常設展示のあり方についてご意見寄せてくださっていますので、共有のため読み上げさせていただきます。

「良い意味でも悪い意味でも基本は図書館なのですよ。そこで、開架スペースを活用した資料の分散配置はとても面白いと思います。

歴史や地域を考えさせる何気ないモノを何気なく置く、それが図書と実は連携している、というあり方は見てみたいです。

はめ殺しのケースではなく、フレキシブルに入れ替えができることが大事です。そこは学芸員と司書の協働ですね。うまくいけば素晴らしいことです。

分散配置において、考古資料のみの展示は歴史を限定的にしてしまうのではないかと危惧します。縄文時代から人はずっと暮らしてきたんだというイメージのスタートとしての考古資料であって欲しいです」これは、私が縄文の専門なものですから、川延さんが森が縄文ばかり入れてしまうのではないかという危惧と受け止めています。

「図書館は総合知の空間ですから、例えば植物標本や地質標本、動物はむずかしければ鳥類剥製とかもあつたらいいですね」これは専門の者がなく、剥製の扱いはとっても難しいのでひとまず保留しておきたいと思います。

「そして、やはりアートには介在してほしいです。大熊町の歴史資料が少ないとのこと。何もないからこそ、なおさらです。そこも文脈は大事で、本、知、歴史、時間といったテーマで良い表現ができるアーティストが関わると面白いです。

企画展示室は照明、可動壁が充実できれば、それ以上のカラーはなくて良いと考えます。むしろ運用での工夫が求められます。公平な貸しスペースなのか、主体が明確な企画展示なのか。どちらもやらなきゃいけないでしょうね。采配をふるうスタッフの力量が問われます。大熊の施設はもちろん大熊町の施設なのですが、できれば周辺まで視野を広げた内容を扱

ってほしいです。大熊のことを知ろうとすれば、どうしても周辺のことを知らねばなりません。言わずもがなだとは思いますが、浜通り全体の面倒を見てやるぜ、くらいの大風呂敷もいいのではないのでしょうか」というご意見をいただきました。

初澤委員長：こちらはご意見として承っていいですか。

事務局（喜浦）：前回もお休みでしたので、特に展示の在り方について博物館の専門の委員なのでご意見があればということでもいただいたところでした。いただいた内容はまず事務局で咀嚼して、事業の内容にかかわる部分もあるので整理していただきたいと思います。

西村彩委員：前にも挙げたかと思いますが、瀬戸内市民図書館が博物館と図書館の融合施設になっていますので、研究されたいかと思います。床に透明のガラスを張ってその下に考古資料が置いてあったりしてなかなか面白いと思いました。

岡本氏：瀬戸内非常にいい例だと思います。最近ですと、おそらくミュージアムと図書館系の融合事例としてはかなり優れた設計だと思います。近隣の名取市図書館さんの郷土資料室の展示も瀬戸内を意識して作られていて、川延先生がおっしゃることがよくわかります。フレキシブルに入れ替えられることは非常に需要で、はめ殺しで一回作ったら、そのままってなったときに、その場は死んでしまうし、資料そのものにも意味がなくなり、空間の意味が失われるので、この一点は確実に構想に生かしてもよいのかなと。これだけに限らずすべての資料や置かれるものは頻度が高く変えられるものでなくてはいけなくて、国宝や重要文化財を扱うわけではないので積極的に入れ替えることで展示が変わることが非常に重要だなと思います。

エピソード的な話で恐縮ですが、12年前、震災直後に訪れた神戸市役所に全世界から贈られた励ましのメッセージが展示されていました。東北からのものがかなり選ばれていて圧倒されました。実際その担当の、東北復興にも尽力いただいた神戸市職員の方が「こういう風に使っている空間が大事だ」と。「これが神戸の若者を育てている」と。実際すでに表では募金を集めていましたし、震災後、神戸の若者はかなり被災地で活躍している。ミュージアムや文化施設の展示はただのありがたい文化の提示ではなく、人間の行動をここまで変えていくのかと非常に感じました。本施設に関しても、そこにある資料を飾りにしてしまうのではなく、来た人の行動に駆り立てる、アクションに突き動かすために、川延先生のおっしゃる「はめ殺しはいけない、フレキシブルに」というのはリアリティがある言葉だなとも思うので、ぜひどこかに反映いただければと思います。

初澤委員長：展示は次の基本計画でかなり大きく扱われることになるかと思いますが。同様の事態は隣の伝承館でもすでに発生していて、あそこは入れ替えできないんです。入れ替える

ために大規模工事を入れなくちゃいけない。膨大な予算がかかるということで担当者が非常に苦勞しています。そういう施設を作ってしまったら、なかなか大変なことになるかと思いますので、ぜひそういうところを考えていただきたい。

西村彩委員：確認ですが、移動図書館は現時点では考えていないと思っいいですか。施設の中に車庫とか作業室が必要になってくると思うんですが、どうでしょうか。

事務局（風間）：車を入れる場所は今ない状況で、私も悩ましいところですが、富岡町でも移動図書館運行し、この春から大熊の方にも運行していただく協力体制をとります。今の段階で入れるのはいいのかどうか、ちょっと担当レベルでは悩んでいるところです。富岡町も今、「双葉郡の図書館」ということで動かれていることがありますし、他館とのバランスをどう取るかと悩んでいます。

初澤委員長：おそらく移動図書館を導入して、どこでどう活動するのも課題だと思います。大川原と下野上、とりあえず現状はそこだけですので、これから先復興が進んで居住地が拡大したらその段階でということになるかもしれないですね。

では、第7章をお願いします・

事務局（喜浦）：先ほど第4章で中身がかぶるご議論があったかと思っています。67ページをご覧ください。管理運営計画に係る基本的な考え方を示しています。（1）「施設運営における考え方」ですが、本施設は、利用者から長く愛され、大熊町職員のみならず、多くの利用者に関わり、運営されることで人と施設とが共に成長する場を目指す。利用者の意見や考えを常に収集できる工夫を行い、施設運営に反映していく。社会教育施設なので利用者とともに成長していくこと、意見が反映されることを明記しました。（2）「施設管理における考え方」。持続可能性を考えるということです。

7-2「管理運営の基本方針」ですが、（1）「大熊町民が主体的に活動できる施設運営体制」を取ることを基本に、専門職員として司書・学芸員・社会教育主事の特記しまして、委託者や専門家の協力を得ながら、社会教育法、図書館法、博物館法に則った施設運営の在り方を考え、実行していくこととしています。

また、（2）「利用者の利便性に配慮した施設管理と運営」を今後、開館日や開館時間は、大野駅を利用する通勤・通学者及び町外からの来訪者や周辺施設の開館・営業時間も考慮し、利用者の利便性やライフスタイルに合わせて考えていく必要があると考えています。

（3）「複合施設の強みを生かした運営と管理」ということで、図書館、博物館、公民館各機能を融合させることで得られる効果も考慮しながら運営を行い、利用者にとって、いつでも快適で心地よく、新しい発見がある施設を目指します。管理において機能間で共有できることは共通化を図り、効率性の向上を図ります。

(4)「最新の動向の確認と持続可能性の検証」、(5)「大野駅西地区施設との連携」、(6)「町内他施設及び町外施設との連携」。駅西、大川原、また近隣地域との協力連携、一緒に社会教育が底上げされていく形を考えていきたいです。(7)「町民、来訪者及び事業者との連携」。大熊町民や町への来訪者がいてこそその施設なので連携を進めていきたいと思っています。

7-3「管理運営形態」ですが、(1)「一般的な施設管理形態と町の検討方針」ということで、右側の7-1の表でこういう管理運営形態があることを示した上で、公共施設における代表的な管理運営形態を踏まえ、本施設における適切な形態を今後も継続的に検討していくといことで、ここで決めるのではなく検討中の課題として示しております。ただし、当町と社会教育の事情を明記しています。「当町の場合、震災により一度途絶えた町内の社会教育基盤そのものを再構築する段階にあることを踏まえ、少なくとも再度社会教育の環境が根付くまでは、町教育委員会が主体的に施設の運営管理に関わるべきと考える」というのが、これまで検討いただいた内容を踏まえて町として考えている方針です。また、複合施設はまちづくり、ひとづくりの根幹を支える社会教育の拠点となることから、民間の知見を取り入れる際にも、大熊町ならではの地域性を重視し、伸ばしていく工夫が必要となります。この当町に社会教育の基盤がないのでそれを再構築する段階にあること、また社会教育なので町の独自性が重視されるべきであること、いずれの視点に立っても、行政としての町の関わりだけでなく、町民が積極的に運営に関わることができる素地の醸成が肝要であると考えています。これを当面は前提と考えつつ、運営管理形態の検討を進めていきたいと思えます。

また、この観点から、施設の管理運営の手法で、町の関与がより薄くなるPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)やDBO(デザイン・ビルド・オペレート)は採用しないということは明記しました。ただ、指定管理や一部業務委託、直営を軸に、それぞれの利点や課題を整理する上でも、上記の観点、つまり二つの観点到留意する。ひとつの形態にとらわれずに、ローカルルールがつくれるのであればそれも検討していくことも記載しています。

(2)は「大野駅西地区における管理運営の連携」でして、前回第2,3回でお話したところですが、大きく▽運営▽清掃・日常管理▽警備▽点検保守▽修繕——が発生すると想定している。運営以外の主に施設管理に係る業務については、先行して供用開始される大野駅西周辺施設での管理運営業務の実態を踏まえ、連携可能な業務については一体的な管理とすることも視野に、エリア全体の管理業務の効率化及び景観維持に寄与する体制を検討していきます。前回の委員会でも、駅西全体の管理できるような業者は本当にあるのか、という点もご指摘いただきましたので、現実的なところを踏まえて関係課と協議していきたいと思えます。

(3)「本施設における管理運営形態素案」。こちら第3回でご提案した内容をなぞったものです。5章の施設整備に係る考え方を示しました。また、先ほどあった社会教育の再構築

には町及び町民が主体性を発揮すべきという考え、及び社会教育は町の個性をとらえ、伸ばし、まちの活性化につなげる、地域に密着した事業であるという考えに基づき、現時点では、複合施設の運営はできる限り直営とし、施設管理業務及び一部の運営業務を委託する方針で検討を進める、決定ではなく、まずはこの方針で検討を進めたいという書きぶりとしています。いずれにしろ、町と町民で社会教育の基盤を取り戻すんだということ、誰かにお願いするにしても、きちんと何がしたいか指示ができるところまでは持って行かないといけないということ、大熊町をあらためて作っていくというこの地域に特化した運営や事業展開をしてもらわないと困るということを記載したつもりです。

ただ、課題として直営には職員数の確保が欠かせないこと。これは先生方から重ねてご指摘いただいていたところ。今後、施設の具体的な事業内容や運用方針を定めていくにあたり、必要となる人員やその専門性を見極め、現在の社会教育の充実のみならず、将来にわたって持続可能な運営体制を構築する。その際、民間の知見や経験を導入することが適切である場合には、業務委託等を検討するとしています。まず、冒頭に説明しました今後の進め方で、本構想と別に社会教育事業計画を立て、この施設で具体的にどのような組織でどのような事業を展開していくのかなど整理されていかないと、具体的な人員も割り出せないと思っています。そして割り出したものが果たして現実的なのか、それだけの人員を直営で雇えるのかは現実的に見ていかないと、担当課の絵にかいた餅になりうると思っています。

(4)「管理運営外部委託者の参画」、こちらは主に施設の管理業務について考えています。施設管理業務については、(2)に記載のとおり、駅西やほかの施設との連携を考えながら効率的な形を考えたいと思います。

初澤委員長：7章に関して何かご意見ご質問ありますか。

西村彩委員：70ページの素案の1のところ管理体制のイメージに窓口業務など委託というのが案として示されていますが、事務局の喜浦さんの説明だとハード面での委託は考えていくということだったと思います。この窓口業務を何と考えるかによりますが、博物館にしろ図書館にしろ公民館にしろ、窓口が多分業務の最前線なので、ここに委託を導入することはここまで書かれていることと矛盾するかと思いました。

事務局（喜浦）：窓口業務はご指摘いただいたのがその通りだと思いましたが、専門性の担保を考えたときに、司書、学芸員などの職員が調査や資料にあたったりするときに、窓口の業務はこれまでの図書館等でも臨時職員さんにやっていただいた部分もありまして、そこに応援をいただくことは今後も考えられるかと思っています。ただ、先ほど議論いただいた雇用形態をどのように担保するかと密接にかかわるところなので、その表について書きぶりは少なくとも文章と整合性が取れていないと受け止められないよう考えたいと思います。



岡本氏：関連して、現実的には窓口業務＝機械で代替というのが主流だと思います。そこにそもそも人を配置しないとか、本庁でも機械化、自動化取り入れています。ここは書き方としては委託というより自動化、機械化での対応をしていくという方が今のリアリティにはあっているかなと思います。本町だけの、問題ではなく労働人口が減っている以上、そりゃそうなるという話です。どこでもスーパーやコンビニでは普通に自動でやれるようなものがあります。そういう書きぶりにした方がここは現実的なのではないかと思いました。

これはぜひと思うのが、7-3の最後の方で、この表7-1とか議論したところ、表7-2とか、とりあえずベーシックな例としてはいいと思うのですが、大事なのが「なお一つの形態にとらわれず、形態の組み合わせやオリジナル形態の検討も行う」だと思います。今、主流とされている7-1の表にある運営方法が、この先10年あとも主流であるとは思わない。開館したころには「大熊さん、すごい世間から遅れていますよ」と言われそうな気がする。ここを研究することが大事かな。指定管理では、例えば大阪府箕面市の図書館を大阪大学図書館と公共図書館を一体的に整備し、阪大が指定管理になるっていう究極パターンが出てきたりして、しかも指定管理料受け取らないとかです。世の中は進んでいるので、本町の置かれた状況だからこそ考えられる仕組みを作っているというのを主たる提案として、さりとて現在では素案1もしくは2も調べてますよ、という書きぶりが大事かなと思いました。

初澤委員長：森先生、これ県立博物館ではどうですか。

事務局（森）：県立博物館は全部直営です。機械と警備清掃が委託です。窓口がまだ機械化されていないので、窓口で色々聞く人が出てくるわけです。その西村先生がおっしゃったような窓口業務のレファレンス部分、それから発券的な部分の窓口と、窓口業務もいろいろありますのでそこはもっと細かく検討する必要はあるかなと思います。

初澤委員長：県立博物館は正規職員が窓口にも配置されているんですか？

事務局（森）：正規ではないです。会計年度任用職員です。

初澤委員長：いろんなやり方を考えなければということだと思います。検討お願いいたします。

石井山委員：大熊町民が主体となる施設運営体制と書かれていながら、施設運営の住民参加のシステムについては、ほとんど書かれていないんです。どういう風に、誰に運営を任せていくのがいいのかという議論も大事ですが、どのような形態であっても住民が適時チェックできることがすごく重要です。しかし全国的にみると、図書館や博物館の協議会なども形骸化している。形骸化しない仕掛け、日常的にこの施設をチェックすることを、それぞれの

委員にさせていただくことも含めて、住民参加の仕組みについては少し項目を作っていた方がいかとも思います。

初澤委員長：ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは1～3章含めて全体を通してお気づきの点があれば、いただいております。

岡本氏：石井山先生がおっしゃったことに絡みますが、3章が町民ニーズの反映かと思えます。ここは町民の思い、つまり私たちが依って立つところが表れている。ここをもう少し、施設のこれからについて町民のさらなる参画を拡大していく仕組みを基本計画においてきちんと決めるということを入れておくといいかなと思います。町民の皆さんからすると、構想ずいぶん長いので、3章を読んで力尽きると思うので、3章に町民の皆さんへのメッセージを出してもいいかと思えます。町はこういう計画で進める、次の計画ではさらに町民の皆さんに参画させていただくことを歓迎する、ということがあって第4章に進むという構成がいいのではないのでしょうか。

初澤委員長：私も思っていたことがありまして、大熊町がどういう社会教育を目指すのかという方向性があまり書かれていない。図書館についてはかなり細かく書いているのですが、博物館はどうだったか、公民館はどうだったかというとその活動の部分が非常に少ない。先ほど聞いたら資料がないということもあるようなのですが、図書館＝社会教育ではないし、博物館＝社会教育でも、公民館＝社会教育でもない。公民館、博物館、図書館活動はあったけれども、社会教育活動はなかったのか。

最初の資料を見ると次の基本計画では事業計画も書き込まないといけない。では、どういう社会教育を目指すのか、構想で頭出しだけでもあってもいいのかなと思います。それは今ご指摘あった岡本先生の部分と併せて、詳細は基本計画でいいので、書き加えられればと思いました。もう一つ、震災後の避難時または避難している間にどのような活動が行われているのがスポッと抜けているので、可能であれば付け加えていただけるといいのかなと。もし間に合わないようでしたら別途考えてもいいかともありますが、それが気になったところです。

事務局（喜浦）：既存施設のところが図書館がすごく多くて、ほかのところが一生懸命書き加えてもこれなので、できることがないか考えてみます。あと、おっしゃられた通り、震災後の活動をもう少しまとめていいと思ったのと、加えて今現在やっている事業を盛り込んでいなかったなとも思いましたので、そこは補足したいと思います。

西村彩委員：私もこれを読んで「図書館中心で作るのね」と思ってしまったんです。ここまですぐ図書館の事例、統計を探したなとも思いました。ただ融合施設となると、ほかの施設の

現状もこれくらいのボリュームで載せるか、少し図書館の部分、これとこれは削ってもいいんじゃないっていうのもありますので、またメールで意見をお寄せしたいと思います。

武内委員：指定管理の部分ですが、指定管理か直営か議会でもだいぶ話し合ってきています。いろんな施設の中で、特に産業交流施設は来年12月にオープンする計画ですが、指定管理に決定するまで、かなり議会での議論がありました。いかに判断が難しいかというところですよね。あと、一つあるのは、直営にした場合、役場職員の人数がそれだけ集まるかという疑問点が出てきますし、特に現在、大熊町はこの大川原地区に400人たらずの人口なんです。全体で住民票を持たない人入れても1000人程度、町の人口ビジョンでは、令和6年に2600人くらいを目指すという予想しかない。その程度の人口の町がどの程度の職員数を確保できるかがきついかなど。これから指定管理か直営かはどんどん議論されていくと思いますが、その辺は十分に考えていきたい。

初澤委員長：おそらく町民の要望は人口1万人時代の維持だとも思いますが、しかし現状はそこから大きく異なっているという現実を直視する必要もあるということかと思えます。ほかいかがでしょうか。もし現時点でなければ、後程メールでもご意見を出していただこうと思いますが、事務局、締め切りはいつにしたらよろしいですか。

事務局（喜浦）：次の委員会を4月の下旬に開催したいと思っています。そこでは直したものをお出しするとして、3月中でお願いいたします。

初澤委員長：本日の会議時間だけですと、見落とししているところもあるかと思えますので、再度精査していただいて今月いっぱいまで事務局にメールなどご連絡いただければ修正して次の会議に出していただけます。

事務局（喜浦）：その際、もし根幹にかかわるようなご指摘をいただいた場合には、こちらで内部で検討した結果をその都度、共有させていただきたいと思えます。今回コンセプトについてもご意見いただいたので、それも第5回の前にメールで恐縮ですが打ち返しをしたいと思えます。第その際はよろしくをお願いいたします。

西村彩委員：皆さんご意見いただくときに「全員に返信」で寄せていただけると経緯がわかってよろしいかと思えます。

初澤委員長：それでぜひよろしくをお願いいたします。それでは事務局に司会をお返しします。

風間：先ほどお話ししたとおり、第5回の検討委を4月下旬に予定し、早々にメール等で調

整させていただきます。第5回ではできれば修正した構想案を皆さんでご確認していただき、その後、教育長もしくは町長に対して委員のみなさんがそろっている中で検討いただいた構想案を提出いただくような、儀式的なものをしたいと考えていますのでお願いいたします。

では長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。これを持ちまして第4回社会教育複合施設整備検討委員会を閉会いたします。